

浜松市重度障害者等就労支援特別事業

障がいのある人の雇用を促進するため、雇用施策と福祉施策が連携し、重度障がいのある人の通勤や職場等における支援を実施します。

対象者	浜松市に居住している人で、次のすべてに該当する人です	
①重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている人 ②民間企業で雇用されている人（※1）、または自営業者等の人（※2）で、通勤や職場における支援が必要な人 ③一週間の所定労働時間が10時間以上の人、または該当年度末までに10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書において確認できた人		
※1 就労継続支援A型事業所の利用者は除きます ※2 民間企業で雇用されている者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等をされる者その他これらに準ずる者以外の者で、所得税法第229条に規定する個人事業の開業の届出を所轄の税務署長に提出した者又は法人の代表者等		
支援内容	民間企業に雇用されている人と、自営業者等の人で内容が異なります	
民間企業に雇用されている人は、事業主である企業が、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「JEED」という。)の助成金を活用して通勤や職場における支援を実施します。		
支援内容	JEEDの雇用助成金	本事業
通勤支援	利用開始後3か月目まで	利用開始後4か月目から
職場等における業務介助	PC等の準備や調整、代読・代筆、書類等の整理、業務上の移動や外出の付き添い 等	
職場等における業務外の福祉的支援	×（支援対象外）	喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等
自営業者等の人にはJEEDの助成金の対象とならないため、本事業単独で支援を行います。		
支援内容	JEEDの雇用助成金	本事業
通勤支援	助成金の対象外	○
職場等における業務介助		○
職場等における業務外の福祉的支援		○
利用時間	職場等における支援：1日8時間、かつ1週間に40時間 通勤支援：通勤に要した時間 ※支援計画書の内容を基に決定された時間となります。	

申請から利用までの流れ

相談：福祉事業所社会福祉課までご相談ください。事業の内容や必要書類等について説明します。
民間企業に雇用されている方は、雇用先企業に雇用助成金の活用についてご相談ください。

支援計画書の作成：作成にあたり、指定特定相談支援事業所の協力を得ることができます。
民間企業に雇用されている方は、雇用先企業を通して支援計画書をJEEDに提出してください。

申請：申請書類一式を、福祉事業所社会福祉課に提出してください。

- ・浜松市重度障害者等就労支援特別事業利用申請書
- ・重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証の写し
- ・支援計画書（民間企業に雇用されている方は、雇用先企業及びJEEDが確認済のもの）
- ・雇用されていることを証する書類の写し又は自営業者であることを証する書類の写し

決定・利用開始：決定通知書を申請者宛てに送付します。申請者は事業所と利用契約を行い、利用を開始します。勤務内容等が変更した場合などは、福祉事業所社会福祉課で変更手続きを行ってください。

サービス提供事業者

サービス提供（ヘルパーの派遣）を行う事業者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行っている指定障害福祉サービス事業所を行う事業者となります。

利用者負担

本事業の利用に要した費用の1割です。
また、利用者負担額の上限額は、既存の重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定時において認定されている額と同額が、これとは別に本事業として設定されます。

対象

利用者負担上限額

生活保護受給世帯・市民税非課税世帯

0円

市民税課税世帯（所得税16万円未満）

9,300円

市民税課税世帯（所得税16万円以上）

37,200円

問い合わせ先

本事業の申請手続き
に関する事

浜松市役所 障害保健福祉課 地域生活支援グループ
住所：浜松市中央区元城町103-2
電話：053-457-2864 FAX：053-457-2630

JEEDの雇用助成金に
関すること

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）静岡支部
住所：静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内
TEL：054-280-3622 FAX：054-280-3623